○駐車監視員活動ガイドラインの策定等による違法駐車対策推進要領

平成 18 年５月 29 日

駐 対 第 ６０６ 号

警 察 本 部 長

駐車監視員活動ガイドラインの策定等による違法駐車対策推進要領の制定について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）の施行により、駐車監視員が放置車両の確認等を行うことができることになったことから、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 18 年６月１日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、重点地域・路線の違法駐車排除対策推進要領（平成 12 年埼例規第５号・駐対）は、平成 18 年５月 31 日限り、廃止する。

別添

駐車監視員活動ガイドラインの策定等による違法駐車対策推進要領

第１　趣旨

この要領は、悪質性、危険性又は迷惑性の高い放置車両に重点を指向し、公平性、適正性及び透明性を確保した違法駐車取締り及び関係機関団体等への支援による違法駐車の排除対策を推進するため、駐車監視員活動ガイドライン及び違法駐車取締り活動方針の策定並びに公表に関し必要な事項を定めることにより違法駐車対策を推進するものとする。

第２　駐車監視員活動ガイドライン及び違法駐車取締り活動方針の策定並びに公表

１　駐車監視員活動ガイドライン

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の８第１項の規定により確認事務を委託する警察署長（以下「委託署長」という。）は、確認事務に従事する駐車監視員の活動の公平性、適正性及び透明性を確保するため、次により駐車監視員活動ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定し、公表するものとする。

(1)　ガイドラインの策定

委託署長は、次に掲げる管内の違法駐車の実態等を的確に把握した上で、ガイドラインを策定すること。

なお、駐車監視員の活動する場所及び時間帯は、原則としてガイドラインの重点路線、地域及び時間帯の範囲内とするので留意すること。

ア　違法駐車の状況

イ　違法駐車がその一因となったと認められる交通事故の発生状況

ウ　違法駐車による交通渋滞の発生状況

エ　違法駐車取締りに関する地域住民等の要望、意見等

次に掲げる方法を適宜選択するなどにより把握すること。この場合において、警察署協議会における要望、意見等の聴取を優先して行うこと。

(ｱ) 警察署協議会における要望、意見等の聴取

(ｲ) 交番、駐在所連絡協議会等における要望、意見等の聴取

(ｳ) 地域交通安全活動推進委員協議会における要望、意見等の聴取

(ｴ) 市区町村の交通担当課、道路管理者等からの要望、意見等の聴取

(ｵ) 110 番通報その他の方法により警察署に寄せられた要望、意見等の分析

(2)　ガイドラインに定める事項

ガイドラインには、次の事項を定めること。

ア　活動方針

駐車監視員はガイドラインに定める活動路線、地域及び時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する旨を明記すること。

イ　重点路線及び重点地域

駐車監視員が放置車両の確認等を行うために重点的に巡回すべき路線及び地域を定めること。この場合において、巡回の頻度等を勘案し、必要に応じて最重点路線と重点路線及び最重点地域と重点地域とに分けて定めることができる。

なお、自動二輪車及び原動機付自転車の違法駐車については、市町村の放置自転車防止条例等との整合性を確保しつつ、駐車監視員がこれらの放置車両を確認するために重点的に巡回すべき路線、地域及び時間帯を重点路線、地域及びウに定める重点時間帯の範囲内で抽出し、定めることができる。

ウ　重点時間帯

前記イのそれぞれの重点路線及び重点地域において、駐車監視員が重点的に巡回を行う時間帯を定めること。

(3)　交通指導課長による指導、調整

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、委託署長が策定したガイドラインについて、次の事項を勘案して必要な指導、調整を行うこと。

ア　県下全体の取締り方針との整合性

イ　隣接警察署間における重点路線等の整合性

(4)　ガイドラインの決定

委託署長は、交通指導課長の指導、調整を経た上で、ガイドラインを決定すること。

(5)　ガイドラインの公表

委託署長は、策定したガイドラインを次の方法により効果的に公表すること。

なお、公表の時期、方法等については、交通指導課長と協議すること。

ア　各警察署のホームページへの掲載

イ　警察署、交番等におけるチラシの掲示又は配布

ウ　警察署、交番、駐在所だより等への掲載

エ　自治体広報紙等への掲載

２　違法駐車取締り活動方針

確認事務を委託しない警察署長は、管内における違法駐車の実態にかんがみ、重点を明らかにした違法駐車取締り活動方針をガイドラインに準じて策定し、公表するものとする。

なお、公表に当たっては、警察官の取締りが違法駐車取締り活動方針に定める重点場所等に限定されるとの誤解を生じさせないように留意すること。

３　ガイドライン及び違法駐車取締り活動方針の見直し

(1)　定期的な見直し

違法駐車の実態は、短期間で大きく変化することにかんがみ、ガイドライン及び違法駐車取締り活動方針については、次の事項を踏まえ、年１回以上見直すこと。

ア　違法駐車の状況

イ　違法駐車が一因となったと認められる交通事故、交通渋滞の発生状況

ウ　違法駐車取締りに関する要望、意見等

エ　大規模店舗の開店、道路の新設等による交通流及び交通量の変化

オ　関連する交通規制の見直し状況

(2)　警察署協議会における意見聴取

警察署協議会において、ガイドライン又は違法駐車取締り活動方針に係る要望、意見等を聴取する場合は、必要により、警察署協議会事務処理要領（平成 13 年埼例規第 64 号・総）第９条の規定に基き交通指導課長の協力を求めること。この場合において、交通指導課長は、課員を派遣するなどの方法により協力すること。

第３　違法駐車の排除対策の推進

１　関係機関団体等への支援

自治体をはじめ、地域交通安全活動推進委員協議会、地域安全推進委員、交番・駐在所連絡協議会等のボランティア、自治会（町会）の地域住民等に対し、これらによる自主的な違法駐車排除活動を促進するとともに、その活動を必要により支援するものとする。

２　駐車場所の提供協力等の依頼

駐車場を有する公共施設、金融機関等の管理者に対し、休日における駐車場の開放等駐車場所の提供による協力等を積極的に働き掛けるなど、違法駐車排除対策が効果的かつ効率的に促進されるよう配意するものとする。

３　違法駐車排除に関する広報の実施

各種広報媒体を通じて、違法駐車の危険性及び迷惑性、重点路線及び重点地域の指定状況、違法駐車取締り活動状況、関係機関団体等の自主的な取組状況その他違法駐車排除対策に関することを積極的に広報し、違法駐車排除対策に対する地域住民の理解と協力を得るとともに、地域住民の違法駐車排除意識を高揚させるものとする。

実施日

この通達は、平成 18 年６月１日から実施する。

実施日　（平成 20 年３月 31 日務第 922 号）

この通達は、平成 20 年４月１日から実施する。